平成24年2月21日（火）　大分合同新聞（夕刊）

開運商品売り付けに注意

恐怖感じたら警察へ

生活パイロット

アイネスには、「願いがかなう」「運が良くなる」と言って、商品を販売する開運商品に関する相談が寄せられています。注意しましょう。

【事例】

「どんな願いも3日以内に実現する」という開運ブレスレットのダイレクトメールが届いた。「効果がない場合、完全返金保証サービス」と書かれてあったため安心して1万5千円の物を電話で注文した。早速、着けたが、3日間が過ぎても願いがかなわず、効果がなかったため、返金してもらおうと業者に電話をしたところ、無料で祈禱（きとう）するので顔写真を送るよう言われた。写真を送ると、邪心があるので除霊が必要、3日以内に150万円を振り込むよう言われ、怖くなった。ブレスレットは返すので、返金してもらいたい。

【アドバイス】

▼自分から業者に申し込んだ場合は、通信販売であるため、クーリングオフの適用はありません。書面に返品に関する記載があれば、それに従うことになります。事例のように記載があったとしても、購入後は連絡がつかなかったり、理由をつけて返金されないことも多いようです。購入するときは慎重にしましょう。

▼一度、購入すると、その後、不安をあおったり、脅迫的なことを言って、祈禱サービスや霊石を勧誘する電話がかかり、次々と契約させるという事例も見られます。電話勧誘販売であれば、不意打ち性があるため、クーリングオフができると考えられます。

▼「勧誘を断ると、家族がどうなっても知らないぞ」などと業者から脅され、恐怖を感じるような場合は、警察に連絡しましょう。

▼何らかの不安がある場合や、トラブルが生じたときは、できるだけ早く、近くの市町村の消費生活相談窓口やアイネス（県消費生活センター）に相談ください。

（県消費生活・男女共同参画プラザ＝アイネス、☎097・534・0999＝消費生活相談電話）